

件名：シカゴ市における復興計画4段階への移行に係る発表

ポイント：

6月22日、ライトフット市長は、5月8日に発表したシカゴ復興計画に関し、6月26日（金）に第4段階へ移行する予定と発表しました。詳細は本文と関連リンクをご覧ください。

本文：

6月22日、ライトフット市長は、5月8日に発表したシカゴ復興計画に関し、6月26日（金）に第4段階へ移行する予定と発表しました。屋内での集会は50人まで、屋外での集会は100人まで可能となりますが、シカゴ市はイリノイ州の復興計画よりも慎重に市内の経済活動の再開を進めている点にご注意の上、これまでに再開されている分野に関しても調整が行われる予定ですので、引き続き関連情報の収集に努めてください。第4段階移行に関するプレスリリースは以下リンクを参照ください。

https://www.chicago.gov/city/en/depts/mayor/press_room/press_releases/2020/june/PhaseFour.html

○新たに再開が予定されている分野

- ・バーやレストランにおける屋内飲食（1卓あたり10人以下とし、1部屋あたり、社会的距離を維持しつつ50人以下、または、定員の25%以下のうち、いずれか小さい方の人数を上限として営業可能。）
- ・美術館、動物園
- ・各種公演会場
- ・サマーキャンプ、青少年向け各種活動

○これまでに再開されている13の分野

- ・チャイルド・ケアセンターおよび託児所
- ・レイクフロントではない公園（身体接触を伴うスポーツは禁止）
- ・図書館その他の市当局によるサービス
- ・事務職、専門的サービスおよび不動産サービス
- ・ホテル等の宿泊業
- ・野外活動（ボート遊び（柵で囲まれた幼児用遊技場は閉鎖）、湖に隣接していないゴルフ場等）
- ・小売業
- ・美容・ネイルサロン、理髪店、タトゥー・パーラー等の個人を相手にする業種

- ・ レストランおよびコーヒー店（屋外での飲食のみ）
- ・ 製造業、建設業、倉庫業
- ・ 病院、歯科医、地域メンタルヘルス・センター、連邦政府認可のヘルス・センター
- ・ 公共交通機関、地域トランジット（シカゴと近隣地域を結ぶ交通機関）、タクシー、ライドシェア
- ・ ジム（屋外での活動であって、かつ、マンツーマンのトレーニングに限る）

○第4段階の詳細およびガイドラインについては以下のリンクを参照ください。
<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/reopening-business-portal.html>

○シカゴ復興計画については以下のリンクを参照ください。
（市発表の復興計画）

<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/May/ReopeningFrameworkOutline.pdf>

（5月28日付け領事メール「シカゴ市における復興計画の発表について（その2）」）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100060017.pdf>

○復興計画第4段階への移行後も、外出時におけるマスクやフェースカバーの着用および社会的距離の確保が求められていますところ、在留邦人の皆様におかれては、引き続き安全確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400（24時間対応）（注）

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

（注）新型コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。